【参考資料①】 PFI法改正法の成立

平成23年6月 の第177国会に於いて
「PFI法改正法」が通過これにより
公的賃貸住宅（公営住宅・地域優良賃貸住宅等）
の整備がPFI手法（PFI法に基づく）での事業が
可能となりました

1－1　PFI事業対象施設の拡大

【 改正後の法第2条 】（定義）

第二条　この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

一　道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二　庁舎、宿舎等の公用施設

三　公営住宅　及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

～以下省略～

【変更内容】・「公営住宅」→「賃貸住宅」

住宅種別	改正前	改正後
公営住宅 （低所得者向け賃貸住宅）	○	○
特定公共賃貸住宅 （中堅所得者向け賃貸住宅）	×	○
高齢者向け賃貸住宅	×	○
地方住宅供給公社等が整備する賃貸住宅	×	○

1－2　行政資産の貸付が可能な民間施設の範囲を拡大

【 法第十一条の三 】（行政資産の貸付け）

前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号（公営住宅を除く。～略）から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち第三号から第五号までに準ずるものとして政令で定めるものをいう。

～以下省略～

【変更内容】・第十一条第一項第三号から「公営住宅」項目を削除

住宅種別	改正前	改正後
公営住宅 （低所得者向け賃貸住宅）	×	○
特定公共賃貸住宅 （中堅所得者向け賃貸住宅）	×	○
高齢者向け賃貸住宅	×	○
地方住宅供給公社等が整備する賃貸住宅	×	○